

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

オー! み な い い きゅう ふ

0570-037-192

9時~18時(土日祝も開設。

ただし、12月18日以降は平日のみ。)

■ IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索



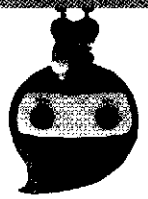
「臨時福祉給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。


厚労省や厚生労働省などからメールや電話や郵便が来た場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(49110))にご連絡ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方



Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者」とはどのような人ですか？	A.平成28年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。)
Q.平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。
Q.自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？ 	A.例えば、 ●ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合 ●ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合には、基本的に住民税が課税されています。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域や扶養親族等の人数によって異なりますが、例えば、東京都23区にお住まいの単身者の場合、給与収入で100万円、年金収入で155万円になります。 ※年金収入は65歳以上の場合

支給額

1人につき 15,000円 ※支給は1回です。

申請方法

- 臨時福祉給付金(経済対策分)を受け取るためには、市町村へ申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日時点で住民票がある市町村です。
(平成28年以降に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や
厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570-037-192」または
「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ

検索